

広島県告示第七百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県広島市安佐北区落合二丁目、同区落合五丁目、同区深川一丁目、同区真亀四丁目地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	区域の表示及び法
落合五丁目二一（八〇）、落合五丁目一一（四六四六）	急傾斜地の崩壊	落合五丁目二一（八〇）、落合五丁目一一（四六四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
落合二丁目二四（四六一七）	急傾斜地の崩壊	落合二丁目二四（四六一七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
落合二丁目七（四六一七）	急傾斜地の崩壊	落合二丁目七（四六一七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
落合五丁目一一（四七二二）	急傾斜地の崩壊	落合五丁目一一（四七二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
落合五丁目二七（五七五三）	急傾斜地の崩壊	落合五丁目二七（五七五三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
落合五丁目六（五七五五）	急傾斜地の崩壊	落合五丁目六（五七五五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
落合二丁目四（九五九四）	急傾斜地の崩壊	落合二丁目四（九五九四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
真亀四丁目五（二二二一）	急傾斜地の崩壊	真亀四丁目五（二二二一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
深川一丁目四〇（二二二二）	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。